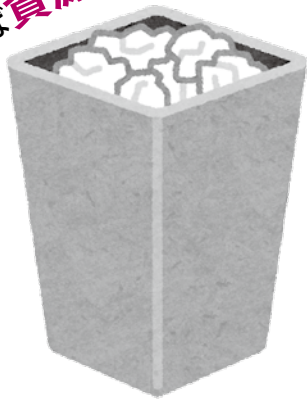


混ぜればごみ
分ければ資源



あなたの身近でリサイクル！ 資源ごみの集団回収

ごみ減量課 ☎ 65-1252 FAX 65-1255

資源ごみの集団回収は、地域の団体（自治会や老人会、子ども会、PTAなど）が、家庭から出る古紙や缶などの資源ごみを集めて、回収業者に引き渡す活動です。

皆さん、資源ごみの集団回収に参加してみませんか？

▶ 集団回収の流れ

- ① 20人以上集まったら、代表者・役割分担を決定
- ② 回収方法や回収場所、回収業者を決定
- ③ ごみ減量課で団体登録の手続き

▼ 回収 ▼

- ④ 買上証明書を市に提出
 - ⑤ 資源ごみの回収量に応じて、市から奨励金を交付
- ※ 詳細はごみ減量課までお問い合わせください。



Q. 資源ごみの回収実績は？

H29年度の実績は、
登録団体は **194 団体**
回収量は **1,556 kg** です！



新居浜市環境推進キャラクター
リサ

Q. 奨励金の単価は？

単価は対象品目によって異なります。

対象品目	奨励金
古新聞	5 円 / kg
その他古紙*	
古布類（衣類）	10 円 / kg
スチール缶	4 円 / kg
アルミ缶	3 円 / kg

※ 段ボール、雑誌類、飲料用紙パックなど



新居浜市環境推進キャラクター
ロージー

平成 31 年度 資源ごみ集団回収団体募集（登録・更新）

奨励金の交付を希望する団体は、事前に登録が必要です。

平成 30 年度に登録している団体についても、更新手続きをしてください。

■ 手続期間 4月1日(月)～5月31日(金)

※ 新規登録する団体は随時受け付けます。お気軽にごみ減量課までお問い合わせください。

■ 登録条件 ① 営利団体ではない、市内の市民団体および福祉団体 (自治会、老人会、婦人会、子ども会など)

② 構成員が 20 人以上

■ 活動条件 ① 年間 4 回以上、定期的に回収を実施

② 回収した資源ごみは、市内の回収業者に引き渡す

③ 回収に要する経費は全て団体が負担

■ 登録方法 代表者の印鑑（朱肉を使うもの）、奨励金の振込先の通帳（口座番号の分かるもの）を持参し、5月31日(金)までに、ごみ減量課で手続きをしてください。

■ 注意事項 事業活動に伴って生じる資源ごみ、ごみステーションに出された資源ごみは、奨励金交付の対象になりません。